

ドイツにおける私立大学設置の動向

A research on the trend of private universities' establishment in Germany

金口 恭久
KANAGUCHI Yasuhisa

1. はじめに	17
2. ドイツの高等教育制度と大学の概要	17
2.1 類型別分類	17
2.2 設置者別分類	18
2.3 ドイツの大学の現状	18
3. ドイツの私立大学	22
3.1 私立大学の設置認可に係る法体系	22
3.2 ドイツの私立大学の特徴	23
3.3 具体的な私立大学の例	26
4. ドイツにおける私立大学の発展と将来の方向性	30
4.1 なぜ私立大学が急増したか	30
4.2 私立大学の将来	32
ABSTRACT	35

ドイツにおける私立大学設置の動向

金口 恭久*

1. はじめに

筆者は、大学基準協会が文部省（当時）の委託を受け1997年より2年間にわたって行った「大学設置に関する基準及び大学評価に関する調査研究」に研究分担者として加わり、西ドイツにおける私立大学の設置認可について担当し、報告を取りまとめた。同調査研究の成果については、1990年6月に東信堂より「大学設置・評価の研究」として刊行され、筆者の論文も掲載された。

筆者がドイツにおいて調査を行った1988年当時、ドイツ（当時は西ドイツ）の私立大学数は、教会立の大学を含めても53に過ぎなかった。筆者は論文の最後で、「4. 私立大学の可能性」の項を立て、そこで、「西ドイツにおいては、私立大学は、（中略）一般には、州立大学を補完するものとして、一部の地域においては需要と供給の関係から設置される可能性はあるものの、全国的に見て、現在の状況が大きく変化することなく推移するものと考えられる。」結論づけた¹。

しかし、筆者の予測とは反対に、1980年代末に18しか存在しなかった私立大学は、2005年2月時点で54まで増加した。この15年間で3倍に増えたことになる。

なぜ、ドイツではこのように私立大学は急増したのか、また、今後ともこのような傾向は続くのか、本稿は、このことを念頭にドイツにおける私立大学²の現状について取りまとめたものである。

2. ドイツの高等教育制度と大学の概要

2.1 類型別分類

ドイツについて、高等教育、なかんずく大学の範囲をどう捉え、どう分類するかについては一定のものがあるわけではなく、公的機関によっても

その手法が異なっている。

まず、ドイツにおける高等教育に関する基本法である「大学大綱法 (Hochschulrahmengesetz)」(1976年) 第1条では、同法で規定する大学とは、「伝統型大学 (Universität)」、「教育大学 (Pädagogische Hochschule)」、「芸術大学 (Kunsthochschule)」、「専門大学 (Fachhochschule)」及び「州法の定めにより州立大学として教育機能を有するその他の機関」のことであるとしている。

また、ドイツ連邦学術研究省 (Bundesministerium für Wissenschaft und Forschung : BMBF) では、主として機能及び役割に注目して、ドイツの高等教育機関を次の6類型に分類している³。すなわち、①伝統型大学（総合制大学を含む。）、②教育大学、③神学大学、④芸術大学、⑤専門大学、⑥行政専門大学である。

一方、ドイツ学長会議 (Hochschulrektorenkonferenz : HRK) では、行政専門大学はその構成員から外れており、シンプルに、①伝統型大学、②専門大学（行政専門大学を除く）、③芸術大学の3類型に分類している。

また、各州では大学大綱法を受けて高等教育に関する関係法令を制定している。例えば、ノルトライン・ヴェストファレン州では、「大学法 (Hochschulgesetz NRW)」を制定しており、この法律の対象は、州立の伝統型大学、専門大学、芸術大学並びに州政府の認可を受けた非州立 (Nicht Staatlich) の各大学（私立及び教会立）である。また、ラインラント・プファルツ州では、基本法として「大学法 (Hochschulgesetz)」が制定されている。この法律の対象は州立及び州以外の主体が設置する伝統型大学及び専門大学（同州には芸術大学は設置されていない。）である。同法を補完するものとして、ラインラント・プファル

* 国立西洋美術館副館長（前大学評価・学位授与機構評価研究部教授）

¹ 西原春男他編『大学設置・評価の研究』東信堂1990年6月、124

² 本稿における私立大学の概念については、次章において定義している。

³ BMBF (Bundesministerium für Wissenschaft und Forschung) (2005) *Hochschulreform*

ツ州では、「伝統型大学法 (Universitätsgesetz)」と「専門大学法 (Fachhochschulgesetz)」が制定されている。

2.2 設置者別分類

一方、以上の類型別分類に対して、設置者別の区分が行える。

ドイツの大学を、設置者別に分類すると、大きく、「州立大学」、「教会立大学」及び「私立大学」の3つに区分できる。

まず、州立大学についてであるが、連邦制国家であり高等教育行政の主体が法的に各州に委ねられているドイツには国立大学は存在せず、州立大学が国立大学の機能を担っている。したがって、ドイツの州立大学は日本における国立大学に相当する。なお、この例外として、ハンブルクとミュンヘンに国により連邦軍大学が設置されているが、本稿における州立大学にはこの連邦軍大学も含まれている。

これに対して、非州立の大学が「教会立大学」と「私立大学」である。

教会立大学とは、教会が設置し州の認可を受けた大学のことである。

教会立大学は設置主体が州政府ではなく、大学大綱法上も私立大学のカテゴリーの一つとして分類することが可能である。しかし、本来キリスト教の聖職者の養成を目的として設置されたものであることに着目して、ドイツの高等教育に関する諸統計においても区分されている。また、歴史も古く、次項で述べるように、その半数以上は第二次世界大戦終了以前に設置されており、1990年代以降に設置ブームを迎えた本稿で述べる私立大学とは設立の経緯を異にしている。

したがって、本稿では、教会以外の主体が設置し州政府の認可を得た大学を「私立大学」と定義し、分析・検討の対象とした。

2.3 ドイツの大学の現状

(1) 概観

ドイツの大学数は、2005年2月25日時点において、行政専門大学を除外すると全体で333で、形態

別内訳は、伝統型大学117、専門大学159、芸術大学(美術・音楽大学)57である(表1)。これを設置者別に見ると、州立大学が235と約7割を超えている。これに対し、私立大学は54、教会立大学⁴は44であるが、後述のとおり、近年の私立大学の急激な増加により私立大学数が教会立大学数を上回った。

表1 ドイツの設置者別・形態別/大学数(2005年)

	伝統型大学	専門大学	芸術大学	合計
州立大学	88	102	45	235
私立大学	13	39	2	54
教会立大学	16	18	10	44
合計	117	159	57	333

(出典) Hochschulrektorenkonferenz (HRW) (2005)

Statistische Angaben zu den Hochschulen

また、在籍学生総数⁵は191万4,631人で、内訳は伝統型大学136万256人、専門大学52万1,792人、芸術大学3万2,583人である(表2)。設置者別では、州立大学184万7,458人、私立大学4万5,552人、教会立大学2万5,890人で、ドイツの学生の96%は州立大学に在籍している。これらの数値から、ドイツの高等教育は依然として州立の伝統型大学が中心的な地位を占めていることが分かる。

表2 ドイツの設置者別・形態別/在籍学生数(2004年)

	伝統型大学	専門大学	芸術大学	合計
州立大学	1,347,843	463,843	31,365	1,843,051
私立大学	5,209	40,134	347	45,690
教会立大学	7,204	17,815	871	25,890
合計	1,360,256	521,792	32,583	1,914,631

(出典) Hochschulrektorenkonferenz (HRW) (2005)

Statistische Angaben zu den Hochschulen

したがって、一大学当たりの平均在籍学生数は、伝統型大学の場合、州立大学が1万5,000人を超えるのに対して、私立大学及び教会立大学では双方ともに500人にも満たない。専門大学や、もともと少人数教育が求められる芸術大学については、伝統型大学ほどの差は生じていないが、それでも州立大学の平均在籍学生数に比べると遙かに少なくなっている。また、私立大学の場合は、州立大学と異なり、伝統型大学より専門大学の方が平均在籍学生数が多い状況にある(表3)。

⁴ 本表(以下同じ。)の私立大学及び教会立大学は州政府の認可を受けた大学である。

⁵ ドイツには伝統的にアメリカ型の大学院制度が存在しないため、この数値には日本やアメリカの大学院課程に相当する学生の数も含まれている。

表3 ドイツの設置者別・形態別／一大学当たり平均在籍学生数（2004年）

	伝統型大学	専門大学	芸術大学	合計
州立大学	15,316	4,547	697	7,843
私立大学	401	1,027	174	846
教会立大学	450	990	87	588
合計	11,626	3,282	572	5,750

(出典) Hochschulrektorenkonferenz (HRW) (2005) *Statistische Angaben zu den Hochschulen*

(2) 歴史の変遷

次に、ドイツにおける大学設置の歴史的な変遷について見ていくこととしたい。

次の表4⁶からも明らかなおおり、州立の伝統型大学の半数近くが第二次世界大戦終了前（～1944年）までに設置されているのに対して、私立大学の8割近くは1980年以降に設置されている。とりわけ、1995年以降この10年間に設置された私立大学は28と、全体の半数を超えている。

州立大学については、戦後、大学設置に関して2つのピークがあることが分かる。

第一は1970年代である。この時期、連邦政府の高等教育の拡張政策を背景に多くの伝統型大学と

総合制大学（Gesamt Hochschule）が設置されるとともに、専門大学が制度化され、各州で専門大学が設置された。1970年代に創設された州立大学は50を超えている。

第二のピークは1990年代前半から中盤にかけてである。これは、1990年の東西ドイツの統一により、東側の高等教育制度が西ドイツのそれに併せて改変されることになったことに伴う新增設に起因している。東側の諸州に、多くの大学及び専門大学が設置された。1990年から94年にかけてベルリン州を除く旧東独5州において設置された数は24（伝統型大学6、専門大学17、芸術大学1）に上っている。

したがって、私立大学の設置の動向は、連邦政府と州政府の合意に基づく高等教育政策拡充の動向とは直接連動していないことが分かる。1970年代の高等教育の拡張期には私立大学で設置されたものはわずかであり、また、私立大学の設置が本当の意味でブームを迎えた1995年は、旧東独地域における州立の伝統型大学及び州立の専門大学の整備が一段落しつつあった時期に当たるからである。

表4 ドイツの設置者別・形態別／大学の創設年

	州立大学				私立大学				教会立大学				合計
	伝	専	芸	計	伝	専	芸	計	伝	専	芸	計	
～1499	10	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10
1500～1899	27	19	19	65	1	2	0	3	4	1	0	5	73
1900～1944	4	7	9	20	0	0	0	0	6	9	6	21	41
1945～1949	8	0	4	12	0	3	0	3	2	1	0	3	18
1950～1959	0	1	3	4	0	1	0	1	1	0	0	1	6
1960～1969	13	6	2	21	0	2	0	2	0	0	0	0	23
1970～1979	18	31	3	52	2	0	1	3	2	4	0	6	61
1980～1984	0	1	0	1	2	1	0	3	1	1	0	2	6
1985～1989	0	0	1	1	1	2	0	3	0	0	0	0	4
1990～1994	7	24	3	34	0	8	0	8	0	1	0	1	43
1995～1999	0	10	1	11	4	9	0	13	0	1	0	1	25
2000～2004	1	3	0	4	3	11	1	15	0	0	4	4	23
合計	88	102	45	235	13	39	2	54	16	18	10	44	333

(注)「伝」は「伝統型大学」,「専」は「専門大学」,「芸」は芸術大学を表す。

(出典) Hochschulrektorenkonferenz (HRW) (2005) *Statistische Angaben zu den Hochschulen*

⁶ 第1～4表も大学学長会議の資料を下に作成した。専門大学は1970年代以降制度的に設置されたが、例えば、同会議の資料では Augsburg Fachhochschule は1710年に設置されたとされている。これは同専門大学の前身である帝国美術アカデミーの創設年を本表における創設年として扱っているもので、専門大学として開設されたのは1971年である。したがって、他の大学についても同様なことが言え、本表は、それぞれの種別にかかわらず、その大学の前身も含めた設置年を創設年として掲載してある。

表5 ドイツの大学等進学者数/進学率

	大学等進学者数				大学等進学率			
	ド イ ツ			日 本	ド イ ツ			日 本
	大 学	専門大学	計	大学・短大等	大 学	専門大学	計	大学・短大等
1995	179,943	82,464	262,407	812,470	20.9	9.6	30.5	45.8
1997	186,139	81,306	267,445	805,049	21.0	9.2	30.2	47.9
1999	199,604	91,843	291,447	769,300	21.0	9.7	30.7	49.8
2000	216,052	98,904	314,956	752,010	22.8	10.4	33.2	49.8

(出典) 文部科学省『教育指標の国際比較 (平成11, 12, 16年版)』

(3) 進学率

次に、大学進学率について考察することとしたい。ただし、ドイツの場合は大学へ進学した者の平均年齢が22.1歳⁷であることから、大半が高校卒業後の18歳時点で大学に進学する日本とは状況を異にしている。そのことを前提にドイツの大学進学率を経年的に日本と比較できるように工夫した文部科学省作成のデータがあることから、本稿ではそれを用いることとした。参考のために、日本のデータも掲げてある。

1995年から2000年にかけてドイツの大学等進学者の実数と進学率を見ると、2000年は3ポイント程度増加したものの、進学率自体は概ね30%ではほぼ安定しており大きな変動は見られない。しかし、日本と違い実数は増加の傾向にあり、この間で実に20%も増加した。

(4) 定員

ドイツの高等教育行政では日本のような入学定員という概念は希薄である。ドイツにおける定員は入学定員ではなく総定員である。しかも、これは様々な要素を加味して厳密に積み上げられ算出されたものではなく、各大学の施設の中で教育用に使用される施設の面積の広さで定員が決まってくる。いわば収容定員の概念である。

このことは入学制度に密接に関連している。ドイツでは定員を定めてその枠内で学生を選抜するのではなく、基本的に入学を希望する者は受け入れなければならないことから、このような考え方が生まれてきたと言えよう。

したがって、増加する学生を州立大学で受け入れるためには、大学の施設の新增設が不可欠となる。このため、1969年9月に「大学建設促進法

(Hochschulbauförderungsgesetz)」が制定され、大学の新增設は連邦と州の共同責務とされた。この法律に基づき、1971年より「大学建設に関する基本計画 (Rahmenplan für Hochschulbau)」を策定し、このなかで大学の新增設の方向性を示すこととなった。この基本計画は4年間の新增設について定めたもので、例えば2004年3月に公表された第33次基本計画では2004年から2007年の方針が出されており、これが一年ごとに改訂されていく。

ここで注意しなければならないことは、この定員はあくまでも施設の広さから算出されたものであることから、厳密な意味での定員と言うよりも、むしろ標準定員のように理解されていることである。したがって、定員は厳格に守られることはなく、多くの場合相当程度に定員を超えて学生を受け入れてきた。ここに現在のドイツの大学が抱える最も大きな問題があり、後述する私立大学急増の理由の一つとなっている。

表6を見ると、第1次基本計画が策定された1971年当時の定員は約47万人であり、これに対して在籍学生数は約59万人、新規入学者数約14万人であった。したがって、開始時点で、既に定員に対して24.9%の超過状態であった。その後、基本計画に基づき連邦・州により大学(施設)の新增設が鋭意行われてきたが、学生の在籍年数の長期化などが影響して、定員が実員に追いつかず、1990年代初頭には実に定員の倍近い学生が在籍していた。近年、若干改善の方向にはあるが、それでも2002年には定員の約1.6倍の学生が在籍している。

この数値から、新規入学者の増加率と定員の増加率はほぼ見合うか、むしろ定員の方が上回って整備されてきたことがわかる。しかし、問題は在

⁷ Statistisches Bundesamt Deutschland *Studierende im 1. Hochschulsemester 2003/04*

表6 ドイツの州立大学の定員及び在籍学生数の年次別推移

		1971		1992		1995		2000		2002	
		実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
伝統型 大学	定員	372,630	100.0	764,864	205.3	784,477	210.5	812,097	217.9	833,683	233.7
	在籍学生数	466,900	100.0	1,373,309	294.1	1,357,689	290.8	1,286,075	275.4	1,362,847	291.9
	新規入学者数	104,100	100.0	195,652	187.9	176,518	169.6	209,947	201.7	237,535	228.2
芸術 大学	定員	9,420	100.0	23,335	247.7	24,682	262.0	27,302	289.8	28,805	305.8
	在籍学生数	12,400	100.0	31,063	250.5	31,533	254.3	31,291	252.3	32,509	262.7
	新規入学者数	3,400	100.0	4,119	121.1	4,365	128.4	4,429	130.3	4,703	138.3
専門 大学	定員	88,300	100.0	169,474	191.9	190,779	216.1	240,928	272.9	254,681	288.4
	在籍学生数	108,080	100.0	351,718	325.4	367,879	340.4	395,336	365.8	433,102	400.7
	新規入学者数	36,000	100.0	67,271	186.9	66,498	184.7	82,041	227.9	90,008	250.0
合計	定員	470,350	100.0	957,673	203.6	999,938	212.6	1,080,327	229.7	1,117,169	237.5
	在籍学生数	587,380	100.0	1,756,090	299.0	1,757,101	299.1	1,712,702	291.6	1,828,458	311.3
	新規入学者数	143,500	100.0	267,042	186.1	247,381	175.3	296,444	206.6	113,550	231.5
教員定員		64,149	100.0	112,671	175.6	112,423	175.3	112,161	174.8	113,550	177.0
教育用施設面積 (千㎡)		4,378	100.0	8,205	187.4	8,543	195.1	9,247	211.2	9,497	216.9

(出典) BMBF, 33 Rahmenplan für den Hochschulbau nach den Hochschulaufförderungsgesetz 2004-2007 の表3 (pp.20) を下に作成。

- (注) 1. 伝統型大学には、教育大学及び総合制大学の数値を含んでいる。
 2. 比率は、1971年を100とした伸び率である。
 3. 1992年より旧東ドイツ諸州が含まれている。

籍者の増加で、定員を遙かに上回るペースで在籍者が増加してきたことである。

したがって、数値もドイツの州立大学は学生と教員の双方にとって決して教育環境として理想的なものではないことを示している。ドイツの大学を揶揄する際に、学生で溢れかえる教室の写真が掲載されること⁸がよくあるが、これはまさにこのような事実関係が背景にある。

更に深刻なことは、この間、学生数の増加に見合う教員数の増が図られてこなかったことである。定員で比較しても、定員の伸び率が230%を超えているのに対して教員定員⁹の伸びは180%弱に止まっている。これは、取りも直さず学生が教員と緊密な関係を築くことが困難になってきていることを意味している。

このため、州によっては、長期在学者から授業料の徴収を可能とするなどの制度改革を導入しているが、抜本的に有効な手立てがないのが現状である。

(5) 入学制度

大学大綱法第27条では、「全てのドイツ人は必要とされる大学入学資格を有する限り本人が希望する大学で学修することができる。」旨が規定さ

れている。

これは、換言すれば、学生が大学を選ぶのであり、大学には学生の選択権がないことを意味している。したがって、ドイツには日本の大学入学試験のような選抜制度はなく、中等学校を修了しアビトゥアなど所要の資格を取得すれば、自動的に大学への入学許可が与えられるシステムとなっている。大学にすると、好むと好まざるに関わらず、志願する学生は全て入学させなければならないのである。

この制度は、各大学の定員と入学希望者数が見合っていれば有効に機能し得るものである。しかし、定員に対して志願者数が大幅に上回ったり、特定の分野に志願者が殺到するような場合には何らかの調整が必要となってくる。ドイツは、正にこの段階に至っている。

このため、大学大綱法第31条では、志願者が定員に対して著しく上回る分野についてドイツの全公立大学の定員を一括管理し学生を割り振る「中央学籍配分(Zentrale Vergabe von Studienplätzen)」の措置が規定されている。

現在、中央学籍配分は、①ドイツの全伝統型大学、②ノルトライン・ヴェストファレン州伝統型

⁸ 例えば、“Student 2005 : (Spiegel Special, 2005.01)”の表紙写真を参照

⁹ この場合の教員とは、Wissenschaftlich Personalのことを意味している。

大学、③ノルトライン・ヴェストファレン州専門大学の3つが対象とされている。

例えば、2004/05冬学期について、ドイツ全土の州立伝統型大学で学籍配分が行われているのが、経営学、生物学、医学、薬学、心理学、獣医学、歯学の7分野である。ちなみに、この学籍配分が行われる分野を、その規定になぞらえて、ヌメルス・クラウズス (NC : Nummers Clausus) 対象分野と呼ばれている。もちろん、これら以外の学科についても概ね定員を実員が上回っている状況にあるが、ここに掲げた7つの専攻分野は、志願者が定員を大幅に超過している分野である。また、ノルトライン・ヴェストファレン州の伝統型大学については、これらに加えて地理学、教育学など10の分野で学籍配分が行われている。学籍配分は、主として志願者のアビトゥアなどの修了試験の成績と待機期間によって行われており、医学部では待機期間が数年に亘ることも珍しくない。ドイツの新規入学者の年齢の平均が日本と比べて高い背景にはこのことも理由としてあげられる。

中央学籍配分は年2回行われており、2005年夏学期より多少手直しがされることとなっているが、基本的に志願者の適性や志望理由など個別審査なしに受入が義務づけられている本制度に対しては批判もあり、独自に入学者選抜を行うことができる私立大学は、この点で公立大学より優位に立っていると言える。法令上は私立大学も中央学籍配分に参加することが可能であるが、優秀な学生を確保する観点等から、現在、これに参加してしている私立の伝統型大学はない。

3. ドイツの私立大学

3.1 私立大学の設置認可に係る法体系

(1) 連邦基本法、連邦大学大綱法及び各州大学法

ドイツの現行法体系において私立大学設置に関する根拠規定は、ドイツの憲法たる「連邦基本法 (Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland, 1949年5月23日)」第7条第4項である。

ただし、この規定は、ドイツにおいて私立学校を設置できることを定めた根拠規定であり、私立大学の設置について具体的な条件等まで規定して

いるものではない。私立大学の設置及びその認可に関する具体的な根拠規定は、大学大綱法第70条である。

この規定を踏まえ、各州ではそれぞれの大学法において私立大学に関する規定を置いており、各州で私立大学に対する認可を行っている。

例えば、現在、最も数多い私立大学が設置されているノルトライン・ヴェストファレン州では、「ノルトライン・ヴェストファレン州大学法 (Hochschulgesetz Nordrhein - Westfalen)」の「第14章 州立でない大学及び経営の認可」で私立大学の設置に関する規定を定めている。

同州では、私立大学の認可は期限付きで与えられることになっており、その期間内の成果を評価した上で、問題がなければ認可は更新されることになる。また、認可を受けたことにより、私立大学は州政府により教育内容等に関しチェックを受けることとなる。同様に、州立大学に適用される自己評価が私立大学についても適用されることとなる。

次に、仮に私立大学が上記の認可条件に違反した場合、あるいは認可条件を満たさなくなった場合には、当然の帰結として認可の取消が行われ得る。認可が取り消された場合、最も問題となるのは在籍している学生の扱いであるが、ノルトライン・ヴェストファレン州では、新規入学者の受入は当然できなくなるものの在籍者が卒業するまで大学の存続を保証するとのことであった。

なお、具体的な条文について記載することは、紙数の関係から省いた¹⁰。

(2) 私立大学の設置認可手続

ノルトライン・ヴェストファレン州大学法では、認可の具体的な条件は、大別すると教育の質的な保証と永続的な存立が可能な財政的な保証の二つに分けられる。教育の質的な面での審査と併せて財政面からの厳しい審査も行われるわけである。

まず、前者については、法律に基づき州立大学と同等の教育内容を確保するため、必要な校舎や教員が十分に確保され得るかなど、教育・研究の実施が十分に可能かどうかといった観点から審査

¹⁰ 具体的な条文の内容については、「大学設置・評価の研究 (1990年6月, 東信堂)」第6章, 114~117ページを参照のこと。なお、基本的に現行の条文と比べて大きな変更はない。

が行われる。

しかし、より慎重に審査が行われるのが後者の資金面での安定性である。ノルトライン・ヴェストファレン州では、少なくとも設置後3年間資金的に問題なく大学運営ができることの証明を申請者に求めている。大学は有限責任会社として設置されることから、倒産の危機に至らないように、毎年必要な資金計画書を提出することが求められる。

また、建設費については、基本的に設置者が負担するのが原則であるが、連邦政府と州政府が大学の建物等の建設費を50%ずつ負担するとした大学建設促進法の規定が私立大学に関しても適用され得る。

この規定に基づき、連邦政府より建設費が交付されるためには、学術審議会（Wissenschaftsrat）の勧告が出されることが必要である。その前提として、州政府が当該私立大学に対し建設費にかかる補助金を交付する意思を有し、連邦政府に建設費の交付を申請しなければならない。その際、州政府は、連邦と州による共同の計画決定が当該私立大学についても適用されること、また、大学建設促進法において予定されている連邦の建設計画に対する関与がこの場合も及ぶことを保証しなければならない。

この建設費の交付は、後述するブレーメン国際

大学などの私立大学の設置の際に行われている。

3.2 ドイツの私立大学の特徴

本項では、ドイツの私立大学に関し更に深く分析し、私立大学の特徴について考察することとしたい。

(1) 地域的な設置状況

州立大学については、各州でその大学進学該当年齢人口を勘案し、どの州でも大きな差がつかないように大学の定員が調整されている。しかし、私立大学の設置状況は、次の表7でも地域的に偏りが大きいことが分かる。

まず、旧東西別に分けると、ベルリン州を除く残りの旧東ドイツ諸州（5州）では私立大学はほとんど設置されていない。東側の諸州は、西側に比べると経済的に立ち後れていることは事実であり、このことから私立大学が設置される背景として経済的な基盤が必要なことが分かる。

唯一の例外は4つの私立大学が設置されているザクセン州である。ザクセン州は、ドレスデン、ライプツヒという大都市を抱えており、人口規模も他の4州と比べると大きい。同州を除くと、旧東側に設置されている私立大学は、2002年にブランデンブルク州のエルスタルに設置されたデジタル・メディア芸術大学だけである。

表7 ドイツの私立大学の地域的設置状況

	伝統型 大 学	専門 大学	芸術 大学	合 計	公立大学 学生数	平均月収 (ユーロ)
バーデン・ヴュルテンベルク	5	7	0	12	227,177	2,606
バイエルン	0	1	0	1	237,024	2,462
ベルリン	1	3	0	4	128,864	2,430
ブランデンブルク	0	0	1	1	40,161	1,946
ブレーメン	1	0	0	1	33,134	2,689
ハンブルク	1	2	0	3	64,817	2,810
ヘッセン	2	5	0	7	147,375	2,529
メクレンブルク・フォアポメルン	0	0	0	0	33,617	1,879
ニーダーザクセン	0	5	0	5	145,146	2,540
ノルトライン・ヴェストファレン	1	10	1	12	431,279	2,565
ラインラント・プファルツ	1	0	0	1	94,794	2,531
ザールラント	0	0	0	0	18,911	2,646
ザクセン	1	3	0	4	101,265	1,840
ザクセン・アンハルト	0	0	0	0	51,677	1,921
シュレスヴィッヒ・ホルスタイン	0	3	0	3	39,785	2,414
テューリンゲン	0	0	0	0	48,025	1,803
合 計	13	39	2	54	1,843,051	2,460

(注) 網掛けをしたのは旧東ドイツ諸州である。

(出典) 平均月収を除いては、Hochschulrektorenkonferenz (HRW) (2005) *Statistische Angaben zu den Hochschulen 2005* から引用、平均月収については、製造業に関する2003年のものであり、Statistische Bundesamt Deutschland より引用

したがって、私立大学の90%は旧西側諸州（ベルリン州を含む。）に設置されている。とりわけバーデン・ヴュルテンベルク州とラインラント・プファルツ州が、各12と群を抜いて数が多い。この2州は、人口も多く、産業が発達し経済的な基盤も整備されている州である。これに、ヘッセン州(7)、ニーダーザクセン州(5)が続いている。私立大学は、産学連携に力を入れているところが多く、また存立のために地元企業などからの寄付収入に依存するところが大きい、この点からも上記の州は条件に合致している。

しかしながら、同じように人口規模が大きく、ミュンヘン、ニュールンベルクといった大都市を抱えているバイエルン州には、現在私立大学が1校しか設置されていない。私立大学の設置・認可は、州の権限であり、州の対応によって差が生ずるのは分権制が確立しているドイツでは当然考えられることである。筆者が聞いた限りにおいても、バイエルン州は私立大学の設置に厳格に対処しており、結果として抑制的になっているという回答が関係者から返ってきた。

(2) 設置学部・学科

次に設置学科の面から私立大学の特徴を見ていくこととしたい。

まず、比較のために掲げたのが表8の州立大学の設置学部である。伝統型大学については、ドイツの大学は伝統的に人文系の学部の占める比重が高く、定員比で見ても最も多いのが「言語・文化

科学」で31.8%を占めている。続いて、「法学・経済・社会科学」が21.2%、「自然科学」が19.7%である。「工学」については、前述の学部と比べると少なくとも12.5%である。なお、「医学」は7.5%である。

これに対して、社会生活や実務と直結した教育を行う専門大学は、伝統型大学と異なり、「言語・文化科学」の分野の分野が極端に低く、代わりに「工学」が49.1%とほぼ半分を占めている。次いで、「経済・社会科学」が36.1%である。この2学科で85%を占めており、実学中心なのが数値からも分かる。

このデータからも、ドイツの伝統型大学では、これまで実用的な学問分野の設置が進んでこなかったことがよく分かる。

ちなみに、日本の大学について実員ベースで比較すると、平成15（2003）年度において、各学部について私立大学を含む全体と国公立大学の比率は、人文科学16.3%、9.0%、社会科学39.0%、2.0%、理学3.5%、6.7%、工学17.8%、28.3%であり、日本と比較しても、ドイツでは人文科学や自然科学に力点が置かれていることが見てとれる。

次に、具体の大学についてどのような学部・学科が設置されているかについて見ると、現在、学生数で最大のケルン大学では、建築学を除く工学分野及び農学分野の学部・学科が設置されていないものの、131のディプロム、マギスターまたは国家資格を取得できる学科が幅広く設置されている。同様に、大規模大学の一つであるミュンヘン大学でも217の学科が設置されている。在籍学生数が2万人を超えるような伝統型大学は、この両大学

表8 ドイツの州立大学の設置学部（2002年）

	伝統型大学		専門大学		芸術大学		合計	
	定員	比率	定員	比率	定員	比率	定員	比率
言語・文化科学	265,317	31.8	6,455	2.5	—	—	271,772	24.3
教育	8,284	1.0	—	—	—	—	8,284	0.7
法律・経済・社会科学	177,096	21.2	—	—	—	—	268,843	24.1
経済・社会科学	—	—	91,747	36.0	—	—		
自然科学	164,090	19.7	12,699	5.0	—	—	176,789	15.8
医学	62,286	7.5	—	—	—	—	62,286	5.6
獣医学	3,419	0.4	—	—	—	—	3,419	0.3
歯学	10,736	1.3	—	—	—	—	10,736	1.0
農学	16,328	2.0	8,002	3.1	—	—	24,330	2.2
工学	103,806	12.5	125,088	49.1	—	—	228,894	20.5
造形	2,800	0.3	10,690	4.2	—	—	13,490	1.2
スポーツ・体育	19,521	2.3	—	—	—	—	19,521	1.7
美術・音楽	—	—	—	—	28,805	100.0	28,805	2.6
合計	833,683	100.0	254,681	100.0	28,805	100.0	1,117,169	100.0

(出典) BMBF, 33 Rahmenplan für den Hochschulbau nach den Hochschulaufförderungs gesetz 2004-2007, 表6 (pp.23)

(注) 伝統型大学には、総合制大学と教育大学を含んでいる。

と同じような状況にある。

これに対して、同じ州立大学でも近年設置された伝統型大学は医学部を持たず規模も比較的小振りなものが多い。1991年に新設された旧東ドイツのフランクフルト（オーダー）大学は、在籍学生数が5,000人台で、設置学科も経済・経営、法律、

人文科学分野の7学科のみである。

一方、私立大学には、どのような学部が設置されているのであろうか。私立大学については、学科毎に定員を示した統一された資料がないために、各大学毎に設置されている学部・学科・課程ごとに抜き出して取りまとめた。

表9 ドイツの私立大学の設置学部・学科・課程

		設置学部 (学科)	学 位
ブルクザール国際大学 (1998)	International University in Germany Bruchsal gGmbH	経営管理・国際経営学 情報・情報技術	バachelラー バachelラー
フリードリッヒスハーフェン・ツェペリン大学 (2003)	Zeppelin University - staatlich anerkannte Hochschule	国際経営学 応用コミュニケーション・文化科学	バachelラー バachelラー
ラール大学 (1997)	Wissenschaftliche Hochschule Lahr - staatlich anerkannt	経営学 経済教育学	ディプロム ディプロム
シュツットガルト経営技術大学 (1998)	Stuttgart Institute of Management and Technology (SIMT)	経営学修士コース	MBA
グスタフ・ジーベルト・アカデミー (1989)	Gustav-Siewerth-Akademie Staatlich anerkannte wissenschaftliche Hochschule	マスコミ 教育学 哲学 自然哲学 社会学 カトリック神学	マギスター マギスター マギスター マギスター マギスター マギスター
ベルリン・ヨーロッパ経済大学 (1973)	ESCP-EAP Europäische Wirtschaftshochschule Berlin	国際経営学	ディプロム
ブレーメン国際大学 (1999)	International University Bremen	バイオ化学工学 バイオ化学・細胞生物学 バイオ情報学・コンピュータ生物学 生物学 化学 コンピュータ科学 電気工学・コンピュータ科学 地球科学・宇宙科学 歴史学 歴史学・芸術理論及び文学 社会科学全般 国際政治・歴史学 数学 物理学 心理学・社会認知学	バachelラー バachelラー バachelラー バachelラー バachelラー バachelラー バachelラー バachelラー バachelラー バachelラー バachelラー バachelラー バachelラー バachelラー バachelラー
ハンブルク・ブセリウス法科大学 (2000)	Bucerius Law School - Hochschule für Rechtswissenschaft	法学	国家資格
カッセル国際経営大学 (2001)	Kassel International Management School	経営学修士コース	MBA
エーストリッチ・ヴィンケル国際大学 (1971)	European Business School International University Schloß Reichartshausen Oestrich-Winkel	経営学 経営学 (ヨーロッパ経営学) 経営学 (経営一般)	ディプロム バachelラー バachelラー
ヴィッテン・ヘアデッケ大学 (1982)	Private Universitat Witten/Herdecke gGmbH	ライフサイエンス 医学 看護科学 哲学・文化科学 経済・経営学 歯学	ディプロム 国家資格 バachelラー バachelラー ディプロム 国家資格
オットー・バイスハイム大学 (1984)	Wissenschaftliche Hochschule für Unternehmensführung - Otto-Beisheim-Hochschule -	経営学	バachelラー ディプロム
ライプツィヒ商科大学 (1898)	Handelshochschule Leipzig	経営学	ディプロム

(出典) Hochschulrektorenkonferenz (HRW) (2005) *Statistische Angaben zu den Hochschulen* 及び各大学ホームページ

① 伝統型大学

現在ドイツ国内に設置されている13の私立の伝統型大学の内訳は、下記の表9のとおりである。

この表から、私立伝統型大学の特徴を整理すると、概ね次のようにまとめることができよう。

第1は、設置学部は分野が限定されていることである。医学部及び歯学部を持ち、少ないとは言え人文社会科学、自然科学の分野をカバーしているヴェッテン・ヘアッケ大学や比較的広範な学科を持つブレーメン国際大学は例外的な存在である。

第2は、ドイツの州立大学では、これまでアメリカ型の大学院制度が存在していなかったが、私立大学のなかには大学院のみの大学も設置されていることである。シュツットガルト、カッセルの双方ともに、経営学修士課程が置かれている。

第3は、経営学の課程を持つ大学が圧倒的に多いことである。13大学のうち実に10が経営学関係の学科を有している。その反面、自然科学や工学分野の学科を持つ大学は限られている。これは見方を変えると、大型の実験設備や施設を要するコストがかかる学科は設置されていないということである。

第4に、州立大学と比較すると、学位としてドイツの伝統であるディプロム、マギスターより国際通用性があるバチュラーを授与する大学が多いことである。また、この表からは読み取れないが、事項で述べるように、世界各国から幅広く学生を受け入れている大学も少なくない。

第5に、上記と関連して、国際関係学科を持つ大学が多いことである。これは授業自体が英語で行われている大学が多いこととも関連する。ちなみに、半数の大学は正式名称自体がドイツ語でなく英語である。

② 専門大学

私立の専門大学では、現在設置されている39のうち29の大学に経営学（財政・金融を含む。）の課程が設置されている。経営学に次ぐのは、コンピュータ関連学科、工学、医療福祉関係学科であ

るが、経営学に比べると設置率は3分の1以下と低くなっている。なお、言語・文化科学系の学科を設置している大学は全くない。また、39校のうち半数以上の21校でバチュラーを学位として授与している¹¹。また、遠隔教育を取り入れている大学も目につく。

このように、専門大学についても、全体に伝統型大学と同様の傾向が見て取れる¹²。

以上のことから、私立大学の設置学部（学科）の特徴は、特定分野集中型であり、かつ国際通用性と実用性を目指している点にあると言える。

3.3 具体的な私立大学の例

次にいくつかの私立大学について具体的にみることで、私立大学の特色を分析することとする。

(1) ブレーメン国際大学

(International University Bremen : IUB)

① 設置の経緯

1999年に設立されたブレーメン国際大学（以下、IUBと表記する。）は、法律に基づく合資有限会社（GmbH : Gesellschaft mit beschränkter Haftung）であり、州の認可の下に教育研究を業として行う非営利団体として登録されている¹³。

IUBの設立には、ブレーメン州、ブレーメン大学（州立伝統型大学）及びライス大学（アメリカ、ヒューストン）が深く関わっている。したがって、ブレーメン州政府より相当額の補助が出されており、このためドイツの私立大学を横断する団体であるドイツ私立大学協会（Verband der Privaten Hochschulen）の会員となる資格を、現在は有していない。

② 目標

IUBの目標は次のとおりである¹⁴。

- ① 優秀な学生と教員の選抜及び卓越した学術的成果の実現
- ② 世界各国からの学生と教員を募集、国際的な学位制度の導入、英語による指導、国際共同研究の実施による国際性の追求

¹¹ Hochschulrektorenkonferenz (HRW), *Statistische Angaben zu den Hochschulen 2005* 及び各大学ホームページ。

¹² なお、本稿では、紙数の関係もあり、私立の専門大学についての具体的な記述は必要最低限に留めた。

¹³ Wissenschaft Rat (2001) *Stellungnahme zur vorläufigen Akkreditierung der International University Bremen (IUB)*, 49

¹⁴ IUB (2005) *IUB Insight 2005*, 1~2

- ③工学，自然科学及び人文・社会科学の融合による教育研究成果の伝播
- ④大学構内におけるネットワークによる教育・指導及び産業界等との緊密な連携
- ⑤自主独立，直ぐに意思決定できる経営方式，最大限の柔軟性

③ 組織

IUBは教育研究を行う非営利の団体としての位置づけに反しないように，4つの組織（顧問会議，評議員会，理事会及び執行責任者（学長が兼務））を置いている。学長の選任を含む大学の運営に大きな影響を及ぼす事項に関する決定は理事会で行われる¹⁵。

④ 学修と入学者選抜

IUBに設置されている課程は表9のとおりであるが，これが2つの学部と1研究所に配置されている。

学生数は，2004年現在で学部593名，大学院（修士課程及び博士課程）211名の合計804名で，規模は極めて小さいが，特徴はヨーロッパ以外の外国人学生の占める比率が高いこと（33.8%）である。

学生の受入については，優秀で意欲のある学生を入学させるためにZVSには参加せず，独自の選抜を行っている。

同大学の資料¹⁶によると，個々の学生の選考は学業成績のみに基づいて行われる。これには，直前の教育機関の成績だけでなく，国際的に認知された学力試験（SAT等）の得点が求められる。また，英語での指導が行われることから，非英語圏出身者についてはTOEFLの得点が要求されるとともに英語の小論文が課される。加えて面接が行われる。TOEFLについては最低550点が必要で，SATの得点は入学者の上位25%の平均は1,390点（2004年）であった。

構内に寮が整備されており，バチェラー課程の学生については全員入寮することが可能である。

⑤ 授業等の納付金

IUBの2004/05年の授業等の納付金額は，授業料が15,000ユーロ（約210万円），寄宿料3,960ユーロ（約55万4,000円），その他4,190ユーロ（約58万7,000円）で，合計23,150ユーロ（324万1,000円）

である。この額はライス大学をはじめとするアメリカの大学の授業料を参考に決定されている¹⁷が，州立大学の授業料が基本的に無料であるドイツにあっては，非常に高い納付金額である。家計の状況により負担が困難な学生にとって学生については，奨学金とローンを包括した支援措置が講じられている。

⑥ 財政運営

財政について，IUBが他の多くの私立大学と異なっているのはブレーメン州からの補助を受けていることである。ブレーメン州はIUBに2億1,450万マルク（約128億7,000万円）を支出している。また，IUBは大学建設促進計画の対象にもなっている。

このためにもIUBはアクレディテーションを受けており，2001年に学術審議会及びドイツ学術財団連合（Stifterverband für die Deutsche Wissenschaft）から，また，2004年に全てのバチェラー課程が認証評価機関（ACQUIN：Accreditation, Certification and Quality Assurance Institute）よりアクレディテーションを得ている。

⑦ まとめ

IUBをドイツの私立大学の一般的な姿ととらえることは，例えば設置の際の経緯や州政府から相当の補助を受けていることなどから適切でないであろう。しかし，IUBを実際に見て感じた最も大きな特徴は，この大学は従来のドイツにない開放的なアメリカ型の大学を目指しているという点である。もちろんドイツの州立大学も多くの外国人学生を受入国際化にも積極的に取り組んでいる。しかし，IUBは，大学のコンセプト自体が独自で，従来のドイツにはなかったものである。

学生と教員に，なぜIUB大学を選んだかというインタビューを行った。

その結果，学生からは，IUBは非常にコンパクトな大学であるため，一つ一つの授業やセミナーなどが少人数で，教員と学生の関係，また，学生どうしの関係が非常に緊密となり，自分の目標に向かって学修や研究を行うことができるという回答が返ってきた。

また，教員の回答は，給与面については特に他

¹⁵ IUB (2005) *IUB Insight 2005*, 3

¹⁶ IUB (2005) *IUB Viewbook 2004/2005*, 48~49

¹⁷ Wissenschaft Rat (2001) *Stellungnahme zur vorläufigen Akkreditierung der International University Bremen (IUB)*, 61

の大学に比べて優遇されているわけではないが、教員対学生の比率など、教育研究環境として非常に恵まれていることがメリットであるということであった。

(2) オットー・バイスハイム大学

(Wissenschaftliche Hochschule für Unternehmensführung -Otto-Beisheim-Hochschule - : WHU)

① 設置の経緯

1984年に設立されたオットー・バイスハイム大学（経営学術大学）（以下、WHUと表記する。）は、経営学に特化した学部課程と大学院課程を併せ持つ大学である。

WHUは民間の発意によって設立され、運営は財団によって行われている。この財団の主たる出資者がオットー・バイスハイムであり、大学の名称は彼の名前を冠したものである。

キャンパスはボンとフランクフルトの中間のコブレンツから少し奥に入ったファレンダーというところにある。この場所は、ライン川沿いの利便地でありながら、当時、周辺には伝統型大学が設置されていないことから選ばれた（その後、1990年に州立のコブレンツ・ランダウ大学が設置された。）。

② 目標と学修課程

WHUの設置目的は、国際化していくビジネス社会のなかで活躍できる者の養成を行うことである。したがって、WHUの運営も国際的な視野に立って行われている。

学生数は約450人で、学部段階に関しドイツの伝統的なディプロムと国際標準のパチェラーの両方の課程が置かれている。

WHUは世界130ヶ国の大学と協力関係を持っており、学生は、少なくとも2学期間、2つの海外の提携校で学修を行わなければならない。これに対応して、海外の提携校から交換留学生在がWHUで学んでおり、その数は約80人になる。

学修課程については、2つの学位を取れるシステムを導入している。すなわち、ドイツの伝統的な学位であるディプロムと提携大学（アメリカ、テキサス大学オースチン校、イギリス、ランカスター大学等）のパチェラーの学位である。

また、産業界との連携を重視しており、産業界

等からの外部講師を積極的に活用している。教員は任期制で5年間の契約期間で雇用され、その間の業績が良好であれば更新される。

学生は最低3ヶ月間、3つ以上の企業等でインターンシップを行うことが義務づけられている。WHUを修了した学生は、1人に対して平均約4社からの求人があるとのことである。

以上のような特徴を有するWHUは、2004年のシュピーゲル誌（Spiegel）が行った大学評価の経営学部門でトップの評価を受けている。シュピーゲル誌は、もちろん大学評価の専門機関ではなく、その評価の手法について専門家より全く疑義がないわけではないが、ドイツでは非常に歴史もあり、また、シュピーゲル誌自体の信用も加わり、社会的に一定の信頼を得ている。その評価のなかでは、WHUは学生の約77%がトップグループに位置するという評価を受けている。

ちなみに、この2004年の経営学部門の評価結果では、上位5位について見ると、第2位はエーストリッチ・ヴィンケル国際大学、第3位がライプチヒ商科大学、第4位がベルリン・ヨーロッパ経済大学、第5位がアイヒシュテット・インゴルシュタット大学（教会立）と全て公立以外の大学が占めている。

これらの大学は、州立大学と比べるといずれも規模が遙かに小さいため、適正な比較が可能かどうかという問題はあるものの、入学者の選抜を独自に行い少数精鋭の教育を行うことができる私立大学は、社会科学系の分野では十分に州立大学に対抗できることをこの調査結果は示している。

なお、WHUは、「欧州質向上機構（EQUIS: European Quality Improvement System）」など、現在3つの公的団体よりアクレディテーションを受けている。

③ 入学者選抜

WHUは優秀な学生を採るために独自の入学者選抜制度を実施している。

IUBもそうであったが、WHUでも英語の十分な能力があることが入学に当たっての前提になっている。試験は筆記と面接に分かれており、筆記による学力試験が5時間、外国語試験が3時間、これに面接（口頭試問）が1日かけて行われる。

毎年500人程度の志願者があり、これを第1次選考で約200人に絞り、最終的に80人を入学させ

ている。

④ 授業料等の納付金

授業料は1学期が5,000ユーロ(70万円)であり、年間では140万円になる。学生は、家庭の年収が一定額以下の場合にはドイツ教育振興法(BaföG)による奨学金を受けることが可能であり、また年収が上回る場合には、WHUがコブレンツ貯蓄銀行と提携したローンを利用することができる。

なお、成績が上位5分の1以内の学生は授業料が免除される。

⑤ 財政運営

WHUの2002/2003会計年度の収入及び支出内訳は以下のとおりである。

まず、収入額は総額1,442万ユーロ(20億1,900万円)で、運営財団及び寄付収入が48%とほぼ半分を占め、授業料収入は29%と日本の一般的な私立大学の現状と比べると明らかに低い。ドイツの私立大学の一般的な傾向として、財源を企業等の寄付に依存する比率が非常に高い。WHUでも、支援する企業・個人は79を数え、この中には、ルフトハンザ航空、ドイツ郵便会社、ドイツ・テレコム、ドイツ銀行、ドレスドナー銀行のような有力企業が名を連ねている。

州政府からの補助は入っていない。WHUの担当者の説明では、これまでにラインラント・プファルツ州政府が補助を行うという提案もあったが、私立大学としての自主性を保つために辞退したということであった。

これに対して、支出額は総額1,370万ユーロ(19億1,800万円)で、最も多いのが人件費の53%である。

なお、企業は単に財政的な支援をするだけでなく、学修課程におけるインターンシップ等に関しても協力している。

⑥ まとめ

再度、WHUの特徴を述べると、少数の選抜された学生に対して特定の学問領域に関して国際的及び産業界との連携の中で学修機会を提供することである。いずれも大規模なドイツの伝統型大学では容易に対応できない。その意味で、WHUは現在のドイツの高等教育制度の中で、私立大学の特徴を十分に発揮している大学であると言えよ

う。

(3) ヴィッテン・ヘアデッケ大学

(Private Universität Witten/Herdecke GmbH)

ヴィッテン・ヘアデッケ大学については、既に「大学設置に関する基準及び大学評価に関する調査研究」において詳述したことから、重複を避けるため、ここでは概要については簡単にふれ、その後現在までの変容を中心に述べることにしたい。

① 設置の経緯

ヴィッテン・ヘアデッケ大学は1982年に設置された。

1983年5月より、学生をまず医学部で受け入れ、現在、医学部をはじめ、歯学、経済・経営学、自然科学、哲学・文化科学、バイオ化学、看護科学の各学部が設置されている。在籍学生数から見ると1,100人あまりの小規模な伝統型大学である。一応、少ないとはいえ、ドイツの私立大学では唯一医学部を有し、かつ、人文科学系から自然科学系の学部をもち、総合大学の相を呈している。

ヴィッテン・ヘアデッケ大学の設置者は、1960年代末に設立されたヴィッテンの病院組合(Gemeinschafts-Krankenhaus)から発展した登録団体の「ヴィッテン・ヘアデッケ大学協会(Der Universität Witten/Herdecke e.V.)」である。

② 目標

ヴィッテン・ヘアデッケ大学の設立の目的は、次の3点にある¹⁸。

- ①自由の涵養
- ②社会的責任の開拓
- ③真実の追究

③ 財政運営

ヴィッテン・ヘアデッケ大学は設立後これまでの間、個人・財団・企業等からの寄付を中心に財政運営を行ってきた。この間財政規模は約3倍に達している。

同大学で注目されるのは、ノルトライン・ヴェストファレン州が補助する唯一の私立大学であるという点である¹⁹。1993年ノルトライン・ヴェストファレン州はヴィッテン・ヘアデッケ大学の施設建設に対して補助を行った。また、1995年以降ノルトライン・ヴェストファレン州は同大学の経常

¹⁸ Universität Witten/Herdecke ホームページ

費助成を行っており、また、同年より授業料徴収が始まった。ノルトライン・ヴェストファレン州の補助金は前年は17%で、年々、漸減している。

2002/03年の大学財政は次のとおりとなっている。まず、予算総額は2,820万ユーロ(約39億4,800万円)で、収入の主な内訳は、寄付等が34%、ノルトライン・ヴェストファレン州補助金15%、授業料収入7%、大学病院収入18%である。

まず、医・歯学部を持つ大学としては、予算規模が非常に少ない。例えば、滋賀医科大学(予算額約166億円)と比較しても遙かに及ばない。非常にコンパクトな予算額である。また、授業料収入の占める比率が低く10%にも満たない。

④ 授業料

そもそも設置の段階で授業料を徴収していなかったヴィッテン・ヘアデッケ大学は、現在でも正確には「授業料」と表記しておらず「学生からの寄付」という表現を使っている。

入学から修了までの授業料総額は1万5,185.37ユーロ(約212万6,000円)であり、私立大学としては決して高い授業料ではない。

ヴィッテン・ヘアデッケ大学では、この授業料を次の3つの方法によって学生から徴収している。第1は、修了後8年以上に亘り学生の収入額8%を返還させる方法である。第2は、正規の修業年限の間に月割りで支払う方法である。そして第3が、上記1と2の混合型で半額を在学中に、残りを修了後支払う方法である。

⑤ まとめ

ヴィッテン・ヘアデッケ大学は、運営の手法を見ても、他のドイツ国内の私立大学と異なっている。同大学は、理念的には非常に明確で、それまでのドイツの公立大学とは一線を画した教育の理念を掲げている。ちなみに、先に述べたシュピーゲル誌の2004年の評価の医学部門で同大学は第1位の評価を受けている。

しかし、授業料の額や徴収の方法については、私立大学というよりも公立的な要素が強い。これは、同大学が設置された1980年代初頭は、私立の伝統型大学は数も少なく、まだ私立大学に対する世間の認識や耳目も低かったことから、優秀な学

生を集め独自の教育理念を貫くためには、州立大学との対抗上、このような方策を講じるしかなかったのではないかと考えられる。

いずれにしても、ヴィッテン・ヘアデッケ大学は、現在ドイツにおける私立大学のパイオニアとして一定の地位を築いていると言えよう。

4. ドイツにおける私立大学の発展と将来の方向性

4.1 なぜ私立大学が急増したか

ドイツにおいては、ここ10年の間になぜこのように私立大学が急増したのか。

その要因については、これまでも述べてきたが、改めて筆者の見解を整理してみたい。

このために、ドイツの私立大学の特徴を公立大学と比較してみたのが次の表10である。

この表を見ても、主たる特徴において、私立大学は州立大学と全く対照的である。仮に公立大学が大規模百貨店とすると、私立大学は、規模は小さいが人気商品を持つ専門店とでも例えることができよう。百貨店的な性格も併せ持つ専門店であるヴィッテン・ヘアデッケのような大学は、私立大学の中では例外的な存在である。

私立大学が急増してきた最も大きな理由は、端的に言えば、ドイツの州立大学主体の既存の高等教育制度では、様々な時代の変化や社会の要請に迅速かつ的確に対応することが困難であったことに他ならない。既に述べたように、連邦及び州政府が積極的に私立大学の設置を誘導してきたわけではない。州立大学が対応できなかった余地に私立大学がその存在基盤を見いだしたのである。

① 高等教育の拡張

1970年代以降、先進国は、程度の差、スピードの違いはあっても、高等教育のユニバーサル化という状況に直面し、高等教育の量的拡充が大きな課題となった。ドイツにおいても同様に、1970年代以降、高等教育の量的な拡充に努めてきた。

しかし、問題は、量的拡充は図られても、制度自体は旧来のものが原則的に維持されてきたことである。専門大学という実学に力点を置いた新たな類型の大学が創設され、伝統型大学と専門大学

¹⁹ 補助金の支出は、ノルトライン・ヴェストファレン州学術研究省の担当者の説明では、当時の同州のラウ首相の決断で決まったということであった。

表10 ドイツの公立大学と私立大学の比較

	公立大学	私立大学
規模	大規模	小規模
設置学部・学科	非常に幅広い	設置学部・学科は限定的
	伝統型大学では実学的な分野は弱い	経営学等、実学的な分野が主体
研究	強い	弱い
入学者選抜	基本的に行われない	独自の選抜制度
授業料	基本的に無償	大学によっては高額授業料を徴収
在学期間	所定の年数+1~3年	所定の年数で修了
学位	ディプロム・マギスター中心	バチェラーが多い
国際化への対応	個々の大学によって異なる	非常に熱心
産業界との連携	個々の大学によって異なる	非常に熱心
学生のケア	個々の大学によって異なる	非常に熱心

の双方の長所を併せ持った総合制大学も設置された。しかし、総合制大学は発展することなく、伝統型大学と専門大学の狭間に埋没し制度として定着するに至らなかった。現在でも、大学生の70%以上は伝統型大学で学修している。また、これらの州立伝統型大学は、制度的にも取扱いにおいても皆同一である。

本来、諸科学を基礎より学び研究する伝統型大学の急速な拡張は、そこで学ぶ学生の相対的な質の低下を引き起こし、一方で満足な教育研究環境を維持することが難しかったことは見てきたとおりである。

また、入学制度から、州立大学側では独自に学生を選ぶことはできず、学生の側でも専攻分野によっては自分の進学したい大学に確実に入ることができる保証はない。

在学期間についても、ドイツでは平均の在学年数は所定の年数を大幅に超えており、在学期間の短縮が大きな政策課題の一つとなっている。しかし、付言すれば、その所定の年数自体がディプロム制度をとるドイツでは諸外国と比べて最初から長いのである。

特に、言語の面では、ドイツの公用語であるドイツ語は国際的な観点からは日本語と同様に国際語ではなく、英語やフランス語に比べてハンディーキャップがあることは否めない。その中で、諸外国から優秀な学生を呼び込み国際競争に打ち勝っていくためには、英語で教育研究を行う環境の整備が不可欠になってきている。もちろん英語で授業を行うことはドイツの州立大学でも行われているが、大学そのものを非ドイツ的な日常に置

き英語主体の運営を展開することは、未だ州立大学に求めることは困難である。

また、一方で、成熟化した国においては、高等教育に対する需要は非常に多様化してきているという現実がある。これはドイツにおいても例外でもない。このような多様化や多岐に亘る要請に的確に答えるためには、州立の機関ではどうしても限界がある。先に述べた理由がドイツ独自の理由とするならば、これは先進国であれば、どの国でも多かれ少なかれ起こっていることである。

このような状況の中で、国際化、産業界との連携など社会の多様な要請に応じて、州立大学が提供することが困難なものを提供する場として、私立大学が存在価値を見出し得たと言える。

② 社会的な要因

また、ドイツで私立大学が存在基盤を見出し得た背景には、ドイツ独特の社会的な要因がある。それは、ドイツの州立大学には基本的に格差がないということである。

例えば、日本でも有名なハイデルベルク大学はドイツ最古の大学であるが、ハイデルベルク大学を卒業することにより何か特定のメリットがあるかという点、それはない。ハイデルベルク大学であっても新設の大学であっても、ドイツでは、どこの大学を卒業したかではなく、何を学修し、どのような資格を持っているかという点で評価が行われる²⁰。

したがって、新設の私立大学であっても、例えば優秀な成績でMBAを取得すれば、社会からそれ相応の評価を受け好待遇を得ることが可能である。この点が、イギリスのような社会制度の国と

は根本的に異なる。

イギリスでは、現在でも、オックスフォードとケンブリッジ卒業が持つ力は社会的に非常に大きい。また、両大学卒業以上に、どのカレッジに所属していたかが更に大きな意味を持つ。このような社会システムの国では、新設の私立大学がいかに優れた教育研究環境を提供できたといっても、社会的な評価という点で、新興の私立大学に入ることはいかなりの決断がいることである。

ここに、ドイツでは私立大学が社会的に違和感なく受け入れられた土壌がある。したがって、私立大学を選んだ学生は、州立大学に入れなかったという消極的な理由ではなく（もちろん、既に述べたように、ドイツでは基本的に州立大学に入学できるのであるが）、少人数の教育環境が優れているなど積極的な理由で選んでいる。ある程度優秀な成績を修めていれば、奨学金や授業料の免除措置などで経済的にも自立が可能な措置を多くの私立大学で講じていることも、私立大学を選択しやすくしている。

③ 私立大学の弱点

それでは、現在、総数も50を超え一定の地盤を築いたドイツの私立大学の当面する問題点、とりわけ弱点はなんなのか。

最も大きな問題点は、当然のことながら、財政的な安定性という問題である。

まず財政的には、ドイツの場合、州政府及び連邦政府の補助を受けている私立大学は少数である。現在最も多くの私立大学が存在するノルトライン・ヴェストファレン州でも、補助金を出しているのはヴィッテン・ヘアデッケ大学だけであり、これも毎年漸減しており恒久的に続く保証はない。

ドイツの私立大学は、日本の私立大学に比べ、寄付収入の占める比率が高いが、それでも基本は学生からの授業料収入であり、州立大学が無償のなか、高額の授業料を課す私立大学は、評価が下がり魅力が低下すれば、たちどころに志願者が減少すると危険性ははらんでいる。

したがって、財政的に安定を増し、優秀な学生を継続して確保できる手立てを講じていくことができるかが大きな課題である。

また、一つの問題点は、研究が弱い点である。

これは、換言すれば、私立大学の特色の一つが手厚い教育にあり、このため教員自身も学生の指導に追われ十分に研究に時間を回す余裕がないのが現実である。また、私立大学の多くが研究面での充実をそれほど重視していないこともある。

しかし、良い教育を展開するためには、その基盤となる研究の遂行は不可欠であり、今後、研究をいかに伸ばしていくかが、私立大学が更に評価を上げていくための課題となる。

加えてドイツの私立大学は、多くが外国人学生の入学を熱心に進めている。これは、一つには多くの私立大学が目指す国際化対応に即したものであるが、見方を変えれば外国人学生への依存が高いということである。今後は、ドイツ国内の学生にも一層目を向け、ドイツ人学生と外国人学生の数や比率がバランスの取れた大学運営を目指していくことも、一部の私立大学にあっては課題であろう。

4.2 私立大学の将来

それでは最後に、今後とも、ドイツでは私立大学は大幅に増加していくのであろうか。

しかし、その予測は非常に難しいと言わざるを得ない。

現時点で、私立大学は一定の評価を得ていることは事実であり、かつ、ノルトライン・ヴェストファレン州をはじめいくつかの州では、州の担当省も認めているように、既に州立大学と種々の面で補完関係が構築されている。

しかし、私立大学の設置は実際には簡単ではなく、ノルトライン・ヴェストファレンでも、私立大学を設置をしたいという相談は多々あるが、実際に財政的な安定性の面から、多くの場合、実現まで至らないということであった。

また、ドイツの私立大学の横断的組織であるドイツ私立大学協会(verband der Privaten Hochschulen)の担当者は、鍵は規制緩和の動向で、規制緩和が進めば私立大学の数は更に増えるという予測を行っていた。

確かにバイエルン州のように一定の人口規模がありながら私立大学がほとんど設置されていない州では、担当省の判断によっては、今後抑制的な

²⁰ この点については、潮木守一氏の「世界の大学危機」中央公論新社に詳しい。

対応が転換される可能性はあり得る。さらに、現在、私立大学がほとんど設置されていない旧東ドイツ諸州では、私立大学が設置される可能性はあり得よう。

一方で、筆者が考える私立大学設置の動向を左右する大きな要因が、2010年実施予定のボローニャ・プロセスである。ヨーロッパ域内の大学制度を標準化するこの道筋のなかで、ドイツの州立大学は大幅な制度改革を行わなければならない。従来のディプロム・マギスターに代わるバチェラー制度の導入、在学期間の見直しなど、課題が山積している。

しかしながら、州立大学の改革が進めば、それは制度的な面での私立大学との違いが少なくなってくることに他ならなくなる。私立大学の多くは既にボローニャ・プロセスに対応した制度設計を採っているものであり、遅ればせながらも州立大学がこれに対応していくことは、すなわち、私立大学のアピール・ポイントが希薄になっていくことを意味する。州立大学における学生の在学期間が短くなれば、必然的に在籍学生数の減少に繋がり、学生にとってより快適な学修空間の提供といった効果もたらされ、州立大学の自由度は増してくる。そうなれば、私立大学は更に特徴を打ち出さないと輝きを失ってしまう恐れがある。そのような点から、今後、ボローニャ・プロセスへ対応していくなかで、州立大学の改革の状況が私立大学設置の動向に影響を与えるのではないかと考えている。

もう一つ大きな課題は、既に私立大学の弱点のなかでも述べたが、財政運営の安定性である。ドイツでは、私立大学全体に対する経常的な公費助成は将来的にも望める状況にないことから、授業料収入と企業・財団等の外部資金の二つが大きな収入源である。しかし、既に高額の授業料を課している大学も少なくない。一方、特に、経営学関係を中心に企業が支援する私立大学も目に付くが、企業にとってのメリット、また経済状況の変化等を考えれば、今後とも支援が安定的に続く保証はない。また、また、一部の大学で見られるように、外国人学生に過度に依存するようになれば安定性の観点からも問題が生じてくる。現在では、ドイツの私立大学に対する社会の評価は、州立大学を補完し選択の幅を広げるものとして概ね好意的で

はあるが、州立大学を上回る魅力ある教育を継続的に提供していくことは容易ではない。将来的に変わりうることも十分に考えられる。

したがって、これらのことから、ドイツの私立大学の将来は、今後のヨーロッパ域内の高等教育改革の動きに対応したドイツの州立大学改革の動向並びにドイツの社会・経済情勢及び社会環境の変化などによって相当の違いが生ずるものと考えられ、これらの動きを注意深く見守っていく必要がある。

参考文献

1. 飯島宗一・戸田修三・西原春男編『大学設置・評価の研究』東信堂 1990年
2. H. パイザート, G. フラムハイン (小松親次郎, 長島啓記訳)『ドイツの高等教育システム』玉川大学出版部
3. 潮木守一『世界の大学危機』中央公論新社 2004年
4. 文部科学省『教育指標の国際比較』1999年, 2000年, 2004年
5. BMBF (Bundesministerium für Wissenschaft und Forschung) (2005) *Hochschulreform*
6. Hochschulrektorenkonferenz (HRW) (2005) *Statistische Angaben zu den Hochschulen*
7. Statistisches Bundesamt Deutschland *Studierende im 1. Hochschulsesemester 2003/04*
8. Spiegel (2005) *Student 2005*
9. BMBF, *31 Rahmenplan für den Hochschulbau nach den Hochschulaufförderungsgesetz 2002-2005*
10. BMBF, *33 Rahmenplan für den Hochschulbau nach den Hochschulaufförderungsgesetz 2004-2007*
11. BMBF, *34 Rahmenplan für den Hochschulbau nach den Hochschulaufförderungsgesetz 2005-2008*
12. BMBF (2003) *Bachelor und Master in Deutschland Empirische Befunde zur Studienstruktur-reform*
13. BMBF (2004) *Die Fachhochschulen in Deutschland*
14. BMBF (2005) *HRG - Hochschulrahmengesetz*
15. Wissenschaft Rat (2001) *Stellungnahme zur vorläufigen Akkreditierung der International University Bremen (IUB)*

16. Wissenschaft Rat (2003) *Stellungnahme zur Akkreditierung der AKAD Wissenschaftlichen Hochschule Lehr (WHL)* <http://www.iu-bremen.de/>
17. International University Bremen (IUB) (2005) *IUB Insight 2005*
18. International University Bremen IUB (2005) *IUB Viewbook 2004/2005*
19. Wissenschaftliches Zentrum für Berufs- und Hochschulforschung Universität Kassel (2003) *Bachelor und Master in Duerchland*
20. Zentralstelle für die Vergabe von Studienplätzen (ZVS) (2005) *Auswahl- und Verteilungs-grenzen in bundesweit zulassungsbeschränkten Studiengängen an Universitäten zum Sommer- semester 2005*
21. Zentralstelle für die Vergabe von Studienplätzen (ZVS) (2005) *Auswahl- und Verteilungs-grenzen in zulassungsbeschränkten Studiengängen an nordrhein - westfälischen Universitäten zum Sommersemester 2005*
22. Zentralstelle für die Vergabe von Studienplätzen (ZVS) (2005) *Auswahl- und Verteilungs-grenzen in zulassungsbeschränkten Studiengängen an nordrhein-westfälischen Fachhoch- schulen zum Sommersemester 2005*
23. Universität Witten / Herdecke (2004) *Tätigkeitsbericht der Universität Witten / Herdecke 2002/2003*
9. Wissenschaftliche Hochschule für Unternehmensführung Otto-Beisheim - Hochschule (WHU): <http://www.whu.edu/content/ger/>
(注) ホームページは主なものに限って掲載した。

(受稿日 平成17年 9月15日)

ホームページ

1. BMBF (Bundes ministerium für Wissenschaft und Forschung): <http://www.bmbf.de/>
2. HRK (Hochschulrektorenkonferenz): <http://www.hrk.de/de/home/home.php>
3. HRK Hochschulkompass : <http://www.hochschulkompass.de/>
4. Wissenschaftsrat : <http://www.wissenschaftsrat.de/>
5. ZVS (Zentralstelle für die Vergabe von Studienplätzen): <http://www.zvs.de/>
6. Verband der Privaten Hochschulen e.V. : <http://www.private-hochschulen.net/index.html>
7. Universität Witten/Herdecke : <http://www.uni-wh.de/>
8. International University Bremen IUB :

[ABSTRACT]

Research on the Trend of Establishment of
Private Universities in Germany

KANAGUCHI Yasuhisa *

In 1988, there were only 53 private universities including religious colleges in Germany, at which time I concluded in my thesis that the number of private universities in Germany would not change drastically. However, the actual number had reached 98 (*including 44 religious colleges*) by February 2005.

I investigated several German private universities and compared their current situation with public universities. The results show that almost all German private universities are very small and the faculties are limited. The current German higher education system does not adapt to the demands and changes of society, and so private universities have found a way to respond to needs, unlike public universities.

The future situation of German private universities depends on the transition of higher educational reform in Germany.

* Deputy Director General, The National Museum of Western Art
(former professor of the National Institution for Academic Degrees and University Evaluation)